

栗東農畜産物処理加工施設の管理 に関する基本協定書

令和7年8月

栗東農畜産物処理加工施設の管理に関する基本協定書

栗東市（以下「甲」という。）と（指定管理者名）（以下「乙」という。）とは、栗東農畜産物処理加工施設（以下「本施設」という。）の管理及び運営について栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例（平成１２年条例第３５号）（以下「条例」という。）第６条の規定により次のとおり栗東農畜産物処理加工施設の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（総則）

第１条 甲は、条例第６条の規定に基づき、本施設の管理運営について乙を管理者として指定し、乙は、この基本協定及び条例、栗東農畜産物処理加工施設の管理及び運営に関する規則（平成１２年規則第４７号。以下「規則」という。）、並びにその他関係法令に基づき地場農産物の消費拡大と雇用機会の増加を図り、地域の特性を活かした魅力ある農業の振興を図るため本施設の管理及び運営を行う。

（管理施設の概要）

第２条 管理施設の概要は別紙１のとおりとする。

（開館日等）

第３条 本施設の開館日は、次に掲げる日以外の日とする。

（１） １２月２９日から翌年１月３日までの日

（２） 毎週火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日

２ 本施設の開館時間は、次に掲げる時間とする。

午前９時３０分から午後５時まで

３ 開館日及び開館時間について、前２項の規定にかかわらず、乙は、必要があると認めるときは、甲の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

（指定期間）

第４条 指定期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。

２ 会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（定義）

第５条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「指定管理委託料」とは、甲が乙に対して支払う業務の実施に関する対価をいう。

（２）「納付金」とは、乙が甲に対して支払う業務の実施による収益の一部をいう。

（３）「仕様書」とは、「栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務仕様書」をいう。

（４）「自主事業」とは、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において乙が自己の責任と費用により実施する維持管理・運營業務以外の事業をいう。

（５）「年度協定」とは、基本協定に基づき甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定をいう。

（６）「利用料金」とは、施設の利用の対価として乙に支払われる施設の利用料をいう。

（業務の範囲）

第６条 条例第７条に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）指定管理業務

- ア 施設の受付、案内に関する業務
 - イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
 - ウ 施設の利用料金の徴収に関する業務
 - エ 農産物の加工
 - オ 農産物及び加工品の販売（別紙４による）
 - カ 農業生産技術等の各種学習会の開催
 - キ 農産物の加工体験講座の開催
 - ク レストランによる飲食提供業務
 - ケ 農産物加工品以外の加工品、物品の販売業務
 - コ 施設のPR、催事にあわせたイベント業務
 - サ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- （２）本施設の維持管理に関する業務
- ア 施設及び設備の保守点検に関する業務
 - イ 施設の清掃に関する業務
 - ウ 敷地内の清掃等に関する業務
 - エ 備品類の管理・調達
 - オ 保安警備業務
 - カ その他の維持管理
- （３）その他の業務
- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
 - イ 業務報告書の作成
 - ウ 事業報告書（収支報告書を含む）の作成
 - エ 施設の法定点検、施設点検報告
 - オ 研修計画等に基づく職員研修（業務研修、接遇研修、コンプライアンス研修、人権問題職場内研修、市主催の人権問題研修への参加等）の実施
 - カ 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告
 - キ 甲と乙との協議により、乙が実施することとなった業務
 - ク 甲と乙との協議により、両者が共催で実施することとなった事業に係る業務
 - ケ 「道の駅」の運営に関する業務（別紙５による）
 - コ 施設運営に関し特に配慮すべき事項の業務

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第７条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

２ 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

（開業準備）

第８条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

２ 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

３ 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(本業務の実施)

第9条 乙は、本協定、募集要項、仕様書、条例、及び関係法令等に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項及び仕様書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、仕様書の順にその解釈が優先するものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、規則の規定に基づき、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

2 本業務の一部を第三者に実施させる場合は、あらかじめ甲の承認を得たうえで、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(指定管理委託料の支払い)

第11条 甲が乙に対して支払う指定管理委託料は無料とし、支払わない。

2 乙は、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(納付金の支払い)

第12条 乙は、甲に対して納付金を支払う。

2 乙が甲に対して支払う納付金の額及び支払い方法等については年度協定に定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第13条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、収受することができる。

(利用料金)

第14条 利用料金は、乙が、条例に規定する額を徴収するものとする。

(施設の改修等)

第15条 施設の改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、乙が自己の費用と責任において実施しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

2 施設の修繕、損傷、資料等の損傷については、指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表(別紙2)により対応するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 乙は、本業務の実施に関連して災害、事故、利用者の疾患又は負傷、その他緊急事態が発生した場合は、直ちに事故等の対応をすると共に、負傷者等への応急処置を行い、医療機関へ搬送、負傷者等の氏名、被害者状況等を確認し、家族等への通報を行う。

2 乙は、発生状況をあらかじめ定めた緊急対応マニュアルにより速やかに甲に連絡するとともに、その処理の経過についても必要に応じて随時連絡する。

3 乙は、実地訓練を実施し、緊急に備えなければならない。

4 乙は、緊急事態発生後速やかに報告書を作成し、甲に提出する。

(災害等発生時の対応)

第17条 乙は、栗東市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。

2 栗東市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。

- 3 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について本市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(危険負担)

第18条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力{（「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更、疾病・感染症の大流行、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。）以下同じ。}による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。

- 2 施設の管理に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が負担する。
- 3 施設の管理に伴い、通常避けることが出来ない事由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙がその損害を防止する必要な処置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、乙の負担とする。
- 4 乙は、第三者に対して損害の賠償をする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。
- 5 管理施設に損害を生じたときは、乙は、事故発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

(守秘義務)

第19条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び栗東市個人情報保護法施行条例のほか、別紙3の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開に関する事項)

第21条 乙は、栗東市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うよう努めなければならない。

(施設内の物品の所有権の帰属)

第22条 甲が整備をし、栗東市備品台帳に登録した備品の所有権は、甲に帰属する。

- 2 甲は、前項に規定する備品を乙に無償で貸与する。
- 3 廃棄等が生じた第1項に規定する備品の処置については甲乙協議を行い決定する。
- 4 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

(事業計画書及び収支予算書)

第23条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに次年度の事業計画書及び収支予算書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第24条 乙は、毎四半期終了後、遅滞なく次の各号に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況等を記載した業務報告書
- (2) 本施設の利用件数、利用者数及び施設利用料金
- (3) その他特に報告を求めるもの
(事業報告書)

第25条 乙は、条例第15条及び規則第2条に基づき、毎年度終了後、4月末までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金収入の実績報告書
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 収支報告書
- (6) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認)

第26条 甲は前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び本施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、実地に調査し、又は必要な指示を行うことが出来る。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第27条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を期間を定めて勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、改善策を甲に提出し、速やかにそれを実施しなければならない。

(指定管理者の指定解除に係る手続き等)

第28条 甲は、条例第14条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が前条に規定する勧告をその期間内に実施できなかったとき
- (2) 業務に際し不正行為があったとき
- (3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (4) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (5) その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命

じる場合は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。これにより乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(第三者への賠償)

第29条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第30条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

建物総合損害共済

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(3) 食品営業賠償共済その他食中毒に係る賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第31条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置を取り、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第32条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第34条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第35条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第36条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、備品台帳に掲げる備品について甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 乙の費用で購入した備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第37条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第38条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第39条 乙は、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第40条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(協定の解除)

第41条 甲は、次の各号に該当すると認めるときは、この指定管理者の指定及び本協定を解除することができるものとする。

(1) 乙が本協定に違反したとき。

(2) 甲において施設を休廃止しようとするとき、又は甲において施設を管理しようとするとき。

2 前項第2号の規定により解除しようとするときは、甲は6ヶ月前までに乙にその旨を通知する。

3 甲は、乙の責めによる解除によって生じた損害は、賠償しない。

(外部評価の実施)

第42条 乙は、市民サービスの向上を図るため、その指標となる外部評価を年一回実施するものとする。

2 評価者、評価項目、評価方法等は、事前に乙が甲と協議し、決定するものとする。

3 乙は、評価結果を広く市民に通知するとともに、業務改善に努め、事業計画に反映させるものとする。

(一部管理施設の共有)

第43条 甲は、乙の管理施設の一部を、他の団体等に年間を通じて使用させるときは、事前に、乙に通知しなければならない。ただし、条例の規定において目的外使用が禁止されている場合は、使用させてはならないものとする。

2 乙は、他の団体等が、施設の一部を年間を通じて使用にかかる光熱費等の諸経費については、該当団体等と直接協議して決定するものとする。

(目的外使用における責任の所在)

第44条 前条により、他の団体等が乙の管理施設の一部を使用する場合でも、その施設の管理責任は、乙に所在する。

(解釈)

第45条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第46条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市代表者

栗東市長 竹 村 健 (印)

乙(指定管理者)

所在地

名 称

代表者 (印)

別紙 1 管理施設の概要

(1) 施設名称 : 栗東農畜産物処理加工施設

(2) 所在地 : 栗東市出庭 9 6 1 番地 1

(3) 開設年月 : 平成 1 2 年 1 1 月

(4) 施設概要 : ①敷地面積 4,907 m²
②建物概要 構造 木造混合建築 瓦葺平屋建
延床面積 890.66 m²
施設内容 施設 836.23 m²
便所 47.52 m²
通路 6.91 m²

③その他附属施設の概要

プロパン庫 16.58 m² 、 倉庫 39.83 m² 、 物置 28.00 m²

別紙 2

指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表 (負担者側に○)

種 類	内 容	分担者	
		市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料金の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	市の条例・規則等の廃止その他市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷 (修繕に係る費用が1件当たり30万円以上の場合に限る。)	○	
	修繕に係る費用が1件当たり30万円未満の場合		○
	第三者の行為から生じた小規模(注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた小規模(注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○(市が求償権を行使)

種 類	内 容	分担者	
		市	指定管理者
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（市が求償権を行使）
	市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

注1 「小規模」：修繕費用等の1件の限度額は、概ね5万円とする。

※ 協定書本文に記載の項目の再掲を含む。

※ 上記以外のことで疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を含む。）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者等への監督及び教育)

第3条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第4条 受注者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第6条 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者が本件業務に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件業務

を効率的に処理するため、受注者の管理下において使用する場合はこの限りでない。

(再委託の禁止等)

第9条 受注者は、本件業務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、その取扱いを再委託先（再委託先が受注者の子会社である場合を含む。）に委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、発注者の承諾に基づき本件業務の全部又は一部を再委託先に委託する場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第10条 受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記載又は記録された資料等をこの契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(従事者等の明確化)

第11条 受注者は、従事者等を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第12条 受注者は、本件業務に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(報告義務)

第13条 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第14条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を発注者に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(調査等)

第15条 発注者は、受注者が本件業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実際に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第16条 発注者は、受注者が本件業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除をすることができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の業務従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、本件業務に関する個人情報の漏えい、不正利用その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより発注者又は第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

別紙 4 農産物及び加工品の販売について

いわゆる転作作物（麦・大豆・野菜・果樹）を利用した加工品の製造・販売及び野菜の直売を行うことにより、農業後継者の育成、雇用機会の増加並びに農業経営の向上を図ることを目的として、次の事項を厳守した運営を展開すること。

1. 加工品の製造・販売では、積極的に本市で産出される農産物を使用するなどし、地産地消と本市産農産物の宣伝広告活動に努めること。
2. 野菜等の直売では、市内生産者団体が生産する農産物等の販売を優先することを原則としつつ、生産者団体から出荷される野菜等の量が少なく直売所の野菜等が品薄となっている日もあるため、事前に生産者団体に出荷スケジュールを確認し、品薄が見込まれる場合には、野菜等の仕入れ販売や市外生産者の野菜等の委託販売を行い、直売所の野菜等が品薄とならないようにすること。

また、原則毎月ごとに市内生産者団体と出荷調整協議を行い、協議後には市に対し報告書を提出すること。（参考様式参照）

3. 安心・安全な農産物を販売するため、定期的に野菜等販売物の生産履歴を確認するとともに、生産者に対する研修会等を実施すること。
4. 農産物販売の品揃えを充実させ、生産者と消費者との相互の交流を推進するため、生産者団体・組織と連携し農産物の出荷調整やイベントの開催などを実施すること。

別紙5 「道の駅」の運営について

道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域振興に寄与することを目的として、次の事項を厳守した運営を展開すること。

1. 施設全体、特にトイレについて、常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な管理運営を行うこと。
2. 道路管理者の行う道路に関する情報の収集・提供に協力すること。
3. 案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上に努めること。
4. 全体の機能と魅力を高めるため、相互に連携し、協力すること。

栗東農畜産物処理加工施設の管理に関する年度協定書

栗東市（以下「甲」という。）と（指定管理者）（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に、栗東農畜産物処理加工施設（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した栗東農畜産物処理加工施設の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理委託料を定めることを目的とするものである。

（令和 年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和 年度の業務内容は、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

（令和 年度の納付金）

第3条 乙は、収入額合計から支出額合計を差し引いて利益が生じた場合は、その利益の35%を納付金として甲に支払うものとする。

2 甲は、当該年度の終了後に納付金の支払いに関する請求書を乙に送付するものとする。乙は、当該請求書を受領してから5月末日までに甲に対して支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市代表者

栗東市長 竹 村 健

㊞

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

㊞